



役員の事前確定届出給与

あらかじめ届出をすれば、役員賞与も損金として認められることとなりました。しかし、届出するかどうかは慎重に検討をする必要があります。

I. 損金となる役員給与(役員報酬、役員賞与)

今後損金として認められる役員給与は次の3つとなります。

- A. 定期同額給与
支給形態から事前の定めに基づいて支給されていると認められるもの
- B. 事前確定届出給与(役員賞与)
税務署長の届出により事前に定められていることが確認できる給与(賞与)
- C. 利益連動給与(成功報酬型の役員賞与)
有価証券報告書等への開示により支給額の算定方法が事前に定められている事が確認できる給与

II. 事前確定届出給与

あらかじめ役員に賞与を支給することが確定している場合には、事前に税務署へ届出をしておくことにより、支給額を損金とすることができるようになりました。

この事前届出の期限は、役員の職務執行開始日と会計期間開始の日から3ヶ月経過日のいずれか早い日までです。

職務執行期間というのは、株主総会からつぎの株主総会までのことを言いますので、通常であれば、株主総会の日が届出期限となります。

なお、今年限りの経過措置として、届出期限が18年6月30日以前となる場合、届出期限は18年6月30日となります。

非常勤役員の年払い報酬も事前届出が必要となります。

III. 留意点

税務上損金となるのは、職務執行開始日までに定められたものに限られます。

また、その後実際には役員へのボーナス支給をしなかったり、金額を変更するということは認められません。ボーナスを支給しなくても役員へのボーナス支給は未払として確定した上で、その未払額を受給することを放棄したのものとして取り扱われることとなります。金額を変更した場合には、その全額が損金として認められないこととなります。

なお、現物支給は届出の対象とはなりません。